

10月1日(火)から 幼児教育・保育の無償化がスタートします!

※無償化の範囲は下表をご確認ください。
在園児の申請などについては、利用する施設から別途お知らせします。



幼稚園・認定こども園・認可保育所などを利用する場合、3～5歳児クラスの全ての子どもの保育料が無償となります。また、市民税非課税世帯の子どもは0～2歳児クラスも無償となります。

注意1 給食費など、引き続き保護者が負担する費用もあります。

注意2 子どもの年齢、通う施設の種類、保育の必要性の有無、世帯の課税状況などによって、無償化の対象になる範囲が異なります。

地域保育所(認可外保育施設) 設置者の皆さんへ

施設に通う子どもが無償化の対象になるには、施設の設置者が本市に「認可外保育施設(地域保育所)設置届出書」を提出し、市が無償化対象施設としての「確認」を行うことが前提となります。届出書が未提出の施設や、施設の開設をお考えの場合はご相談ください。

☎保育・幼稚園課(認可外保育施設) ☎948-6224

◆幼児教育・保育の無償化の範囲

施設などの種類 年齢や課税の条件	① ・認可保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業 ・企業主導型保育事業※2	② ・新制度幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)		③ ・新制度に移行していない幼稚園		④※3 ・地域保育所(認可外保育施設) ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業
		教育時間	教育時間前後の預かり保育※3※4	教育時間	教育時間前後の預かり保育※3※4	
3～5歳児クラス(年少・年中・年長)	対象	対象	対象(上限日額450円)	対象(上限月額25,700円)	対象(上限日額450円)	対象(上限月額37,000円)
市民税非課税世帯の満3歳児※1	対象	対象	対象(上限日額450円)	対象(上限月額25,700円)	対象(上限日額450円)	対象(上限月額42,000円)
市民税課税世帯の満3歳児※1	対象外	対象	対象外	対象(上限月額25,700円)	対象外	対象外
市民税非課税世帯の0～2歳児	対象	—	—	—	—	対象(上限月額42,000円)

※1 満3歳児=4月1日現在の年齢が2歳で、年度中に3歳になった日から、最初の3月31日までにいる子ども

※2 企業主導型保育事業を利用の場合は「標準的な利用料」が無償です。申請などは直接、施設に行うため、詳細は利用している施設にお問い合わせください

※3 「幼稚園などでの預かり保育」「地域保育所(認可外保育施設)」「一時預かり事業」などの利用料が無償化の対象となるのは、「**保育の必要性の認定**」を受けた場合に限りです。利用施設を通じて、市へ必要書類を提出後、市から認定の可否を通知します

※4 ②③の教育時間前後の預かり保育の補助の上限額は、**日額450円(月額11,300円までの範囲)**です



Q 幼稚園や保育所などに必要な費用は、**全て無償**になりますか。

A 無償化の対象は、**保育料と入園料(新制度に移行していない幼稚園に限る)のみ**です。

幼稚園、保育所など全ての施設で、給食費、通園送迎費、行事費などは保護者の負担です。保育料の中に給食費などが含まれている場合は、給食費などは分けて計算します。ただし、多子世帯や世帯の課税状況によっては、副食(おかず・おやつなど)の材料費が減免される場合があります。また、新制度に移行していない幼稚園の場合は、月額25,700円まで無償で、上限額を超える部分は、保護者負担です。

Q 満3歳児の子どもが**幼稚園**へ通っています。フルタイムで仕事をしている場合は、その後の「預かり保育」も無償化の対象になりますか。

A 市民税**非課税世帯**であれば、満3歳児の預かり保育部分も対象になり、市民税**課税世帯**は、3歳になった次の4月1日以降から対象です。ただし、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。上限額を超える部分は保護者負担です。

なお、**幼稚園の教育時間部分**は、課税の有無に関わらず、満3歳児も無償化の対象です。



Q 一時預かりを使って仕事をしている場合も、年齢や課税額の条件を満たしていれば無償化の対象になりますか。

A 「保育の必要性」が認められた場合は、無償化の対象になります(すでに2号認定を受けている場合を含む)。認定がない場合は、市へ申請書を提出する必要がありますので、利用している施設を通じて後日お知らせします。地域保育所(認可外保育施設)やファミリー・サポート・センターなども含め、上表の④のグループ内であれば、複数の施設を併用している場合も、上限額までは無償になります。



Q 幼稚園の「預かり保育」の料金が上限以下の場合、残りはファミリー・サポートも無料で利用できますか。

A できません。上表の④のグループ内は、複数施設を併用した場合、上限額までは無償化の対象になりますが、①と④、②と④、③と④などの併用の場合は、④の部分は無償化の対象外です。例えば通園している幼稚園の「預かり保育」を利用せず他のサービスを利用している場合は、幼稚園での教育時間部分のみ無償化の対象となり、他のサービスの利用料は全て保護者負担です。



☎保育・幼稚園課▶認可保育所・認定こども園・新制度幼稚園=☎948-6412・6882▶新制度未移行幼稚園=☎948-6951・6872
▶認可外保育施設=☎948-6224▶共通 ☎934-1021・✉hoiku-musyuka@city.matsuyama.ehime.jp

9/9月締切

令和2年度 市立幼稚園入園募集

対象 平成26年4月2日～平成29年4月1日生まれの市内在住の子ども

定員 右表のとおり(希望者が定員を上回る場合は抽選。抽選に漏れた人には補欠番号を交付。欠員時、番号順に入園可)

料金 保育料は幼児教育・保育の無償化の対象(給食費などは別途実費徴収)

申し込み 9月2日(月)～9日(月)(土・日曜日を除く)の15時～17時15分。

直接、願書(各幼稚園にあり)を希望する幼稚園へ

問 保育・幼稚園課☎948-6951・☎934-1021

幼稚園名・電話番号	募集人員		
	3歳	4歳	5歳
三津浜 ☎951-0831	48人	50人程度	40人程度
五明 ☎977-1630	16人	25人程度	
石井 ☎956-0089	48人	30人程度	25人程度
荏原 ☎963-1103	32人	20人程度	15人程度
坂本 ☎963-1154	16人	20人程度	

※五明・坂本の4・5歳児は混合クラス